

【倶知安町から事業者支援策のお知らせ(2022.2.21)】

北海道からのまん延防止等重点措置協力支援金の対象とならなかった飲食店等や酒類や食品を飲食店等に直接販売する事業者を支援します！NEW

(時短要請関連事業者支援金)

【対象となる方】

①北海道でのまん延防止等重点措置(令和4年1月27日から2月20日分)に際し、**従来から20時前に営業時間が終了**するため、北海道からの時短要請協力金(まん延防止等重点措置協力支援金)の対象とならない町内の飲食店等(飲食店、遊興施設、結婚式場)です。

ただし、北海道からの下記要請にに応じている店舗となります。

(第三者認証の認証店の場合)

・要請期間中の営業時間は5時から21時まで、酒類提供は11時から20時まで

(非認証店の場合)

・要請期間中の営業時間は5時から20時まで、酒類は終日提供しない

②飲食店、遊興施設、結婚式場と**酒類や食品を直接取引した月がある**(令和3年1月から12月の期間中)事業者

※①・②ともに本町に会社の本店を置いている法人または本町に住民登録がある個人事業主であることが要件です

【給付額】
5万円

【申請期限】
令和4年3月31日

事業者支援策を紹介している町HPはこちらから



【申請方法】

「交付申請書及び誓約書」に下記の書類を添付して町観光商工課まで

【対象①飲食店等の場合】

・要請前及び要請期間中の営業時間が確認できるもの
(※感染防止対策の理由で休業の場合)その旨が確認できるもの

◎店頭・店内掲示物、HP掲載内容など

【対象②酒類・食品販売事業者の場合】

・飲食店等と直接的な取引があることがわかるもの

◎売上台帳、納品書など

【対象①・②共通】

・通帳の写し ※表紙部分と開いて1・2ページ目部分の2枚

・本人確認書類の写し(個人事業主のみ) ◎運転免許証、健康保険証など

【問合せ先】 〒044-0001 倶知安町北1条東3丁目3番地
倶知安町役場観光商工課 電話:56-8012